

# 令和3年度 私立専修学校教育環境整備費助成事業のご案内

都内私立専修学校の教育の充実及び教職員の資質向上を図るため、教育環境の整備に要する経費の一部を助成します。

教育設備装置整備と、研究及び教育用図書等整備の2種類の助成金があります。

1 交付対象者 都内に所在する私立専修学校（高等課程又は専門課程）の設置者

2 助成対象となる経費等 対象となる事業の期間は、令和3年4月1日～12月末日  
また、国等が実施する同種の助成事業との重複申請は不可

助成金	(1) 教育設備装置整備 (高等課程及び専門課程が対象)	(2) 図書等(研究及び教育用図書等整備) (専門課程が対象)
	助成対象	申請年度から使用する教育用の機械器具、その他の設備の購入に要する経費及びパソコンリース品のリース料で、一定の要件を満たすもの
対象経費 (消費税込)	本体購入費、パソコンリース品、付帯工事費(本体整備費の1/2以内)	図書等※購入費、パソコンリース品 ※学術書・専門書などの図書、模型・DVDソフト・パソコンソフトなどの標本、パソコン・DVDプレイヤーなどの機械、各種計測器・顕微鏡などの器具
	一式300万円以上2,000万円未満	50万円以上300万円未満
単価 (消費税込)	10,000円以上	2,000円以上
その他	パソコンリース品は1校1契約、引き続き4回まで、1設置者あたり500万円未満	

3 申請限度額 2の(1)及び(2)に掲げる経費、1設置者当たり合計2,000万円未満まで(ただし、パソコンリース品はそのうち500万円未満まで)

4 助成率、交付時期等

○助成率：対象経費の1/2以内(予算の範囲内で措置)

○交付決定時期(予定)：令和3年12月中旬(助成金交付は同月下旬)

○学校法人立以外の学校、著しい定員過剰収容校、定員割れ校(定員充足率が40%未満)からの教育設備装置整備助成金の申請については、助成金額等の調整があります。

5 申請 事業計画書等の申請書類を、郵送にて提出

(1) 申請期間 **令和3年6月1日(火)～7月30日(金)** (消印有効)

(2) 提出先 公益財団法人東京都私学財団 振興部 教育環境整備担当あて

## 【お問い合わせ先】

事業内容の詳細は、財団ホームページをご覧ください。また、**個別事前相談**を実施しておりますので、ご希望がございましたら、是非お申込みください。その他ご不明な点については、下記問い合わせ先まで。



公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

電話：03-5206-7923

振興課専用アドレス：shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp

URL <http://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

◇◇◇ 年間スケジュール ◇◇◇

- < 1 > 6月1日(火) 申請受付開始  
～7月30日(金) 申請〆切(最終日消印有効)
- < 2 > 6月初旬～11月下旬 財団審査 ・ 現地調査
- < 3 > 11月中旬 確認書の提出
- < 4 > 12月中旬 助成金交付審査会
- < 5 > 12月中旬 助成金交付決定通知  
請求書兼振込口座指定書の提出
- < 6 > 12月下旬 助成金交付
- < 6' > 事業内容等に変更がある場合  
(令和4年1月12日までに事業内容変更承認申請書提出)
- 【令和3年12月末日 対象事業終了】
- < 7 > 1月28日まで 実績報告書の提出
- < 8 > 3月上旬 助成金交付確定通知
- < 8' > 確定通知後に精算の必要が生じた場合  
(3月中旬 助成金の返還)
- < 9 > 令和4年5月末 収支決算書の提出

【対象事業期間(4月1日～12月末日)】